

出資金制度の概要

(1) 加入時出資金の払込について

- ① 出資金は1口1,000円から出資することができます。加入時に1口1,000円以上の出資金をお願いしています。
- ② 尚、定款第14条により、5口以上の増資をお願いしています。

(2) 出資金の増資について

- ① 出資金は組合員証の提示により専用端末（タブレット）・ワンコイン増資・申請伝票・定額つみたての申込・所定の発注書（申込書）の記入及びゆうちょ銀行での振込で増資ができます。
- ② 店舗でのワンコイン増資はワンコイン増資者として登録した組合員が消費税を含め2,000円以上店舗で利用した時に申出て100円増資ができます。
宅配システムドックでのワンコインの申込による増資は注文用紙の「100円増資登録」の数量欄に数値を記入することによって登録され、増資されます。増資を中止する場合は「100円増資登録解除」の数量欄に数値を記入します。
- ③ 定額つみたては所定の申込書で申し込むことにより、1口1,000円単位で毎月指定の金融機関より口座振替されます。また積立回数は特に期間の指定がない限り無期限とし、中止届けが出されるまで継続されます。
- ④ 宅配システムドックでは毎月第1週に発行される注文用紙の「出資積立申込金」の数量欄に数値を記入することによって増資することができます。
- ⑤ 出資配当および利用分量割戻金は自動的に出資金に振替られます。

(3) 出資金の減資について

- ① 出資金は専用端末（タブレット）または申請伝票で減資ができます。
- ② 減資は、組合員証・印鑑・本人を確認できる公的な書類を提示して行います。
- ③ 払戻方法は減資後の出資金残高が、5万円未満になるときは別表Ⅰ、5万円以上になるときは別表Ⅱによります。
- ④ やむを得ない場合、代理人による減資は、名義人の印鑑証明書を添付した委任状および代理人の公的な本人確認書類の写しを別途添付するものとし、振込先口座は組合員名義のみとします。

(4) コープさっぽろからの脱退について

- ① 当生協を脱退する場合は、組合債の償還または解約手続が必要です。
また、当生協に対する債務等も清算することが必要です。
これらの手続を終了後に、組合員証と印鑑・本人を確認できる公的な書類を提示して専用端末（タブレット）または申請伝票による脱退の手続をします。
- ② 法定脱退は金額にかかわらず払戻方法は別表Ⅱによります。なお、定額つみたて申込中の脱退は別表Ⅱの振込より10日遅くなります。
- ③ 組合員死亡の場合は、法定脱退の事由を確認できる書類・念書・組合員と代理人の関係を確認できる書類・代理人の本人を確認できる公的な書類の写しを提出し、印鑑を提示して脱退ができます。遺産相続の手続きとなります。
- ④ やむを得ない場合の代理人による脱退は、名義人の印鑑証明書を添付した委任状および代理人の公的な本人確認書類の写しを別途添付し、振込先口座は組合員名義のみとします。
- ⑤ 自由脱退による場合の払戻方法は別表Ⅰの期日での運用となります。
- ⑥ 脱退の場合は出資金とともに1,000円未満の預り金も清算されます。
- ⑦ 当組合が出資金の支払を行おうとする場合において、当組合の責めに帰すべき事由以外の事由により、2年を経過するまでに支払を行えなかったときは、当該組合員は請求権を放棄したものとみなされます。

別表Ⅰ 出資金残高5万円未満の減資および自由脱退の受付期間と振込日

受付期間	振込日	組合員が指定する金融機関 (ゆうちょ銀行を含む)の口座への振込みとなります。
3月1日～8月末日	9月21日	
9月1日～2月末日	3月23日	

別表Ⅱ 出資金残高5万円以上の減資および法定脱退の受付期間と振込日

受付期間	振込日	組合員が指定する金融機関 (ゆうちょ銀行を含む)の口座への振込みとなります。
当月1日～10日	当月25日	
当月11日～20日	翌月5日	
当月21日～月末	翌月15日	

(注) 別表Ⅰ・Ⅱとも振込日が土・日・祝日の場合は、金融機関の翌営業日となります。

加入・脱退・減資および出資金・組合債についてのお問い合わせは下記へお願いします。



0120-125-913
(日曜日を除く 10:00～17:00)